

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和5年8月臨時会の審議の結果

議案番号	議 案 名 と 内 容	結 果
組 合 長 提 出 議 案		
第1号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）	承認
第2号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）	承認
第3号	専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について）	承認
第4号	令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について	原案可決
第5号	匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
第6号	匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について	同意

令和 5 年 8 月臨時会

匝瑳市横芝光町消防組合議会 会議録

令和 5 年 8 月 7 日 開会

令和 5 年 8 月 7 日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和 5 年 8 月臨時

匝瑳市横芝光町消防組合告示第 5 号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和 5 年 8 月臨時会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 7 月 1 4 日

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮 内 康 幸

記

1 日 時 令和 5 年 8 月 7 日（月）午前 1 0 時 0 0 分

2 場 所 野栄総合支所 2 階（学習室）

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和5年8月臨時会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
新規選出議員の紹介	3
副議長の選挙	4
会期の決定	5
会議録署名議員の指名	6
出席説明員の承認	6
報告第1号及び議案第1号―議案第5号の上程	6
組合長提案理由の説明	6
報告（第1号）の内容説明―質疑	8
議案（第1号）の内容説明―質疑	10
議案（第2号）の内容説明―質疑	11
議案（第3号）の内容説明―質疑	12
議案（第4号）の内容説明―質疑	14
議案（第5号）の内容説明―質疑	17
議案（第1号―第5号）に対する討論	19
議案（第1号―第5号）に対する採決	19
議案第6号の上程	20
組合長提案理由の説明	21
議案（第6号）の内容説明―質疑	21
議案（第6号）に対する採決	21
閉会の宣言	22
署名議員	24

令和５年８月臨時会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和５年８月臨時会議事日程

８月７日（月曜日）午前１０時００分開会

- １ 開会の宣言
- ２ 議席の指定
- ３ 副議長の選挙
- ４ 会期の決定
- ５ 会議録署名議員の指名
- ６ 報告第１号及び議案第１号―議案第５号の上程
 - 報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
 - 議案第１号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）
 - 議案第２号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）
 - 議案第３号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第４号 令和５年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第１号）について
 - 議案第５号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- ７ 組合長提案理由の説明
- ８ 報告（第１号）の内容説明―質疑
- ９ 議案（第１号）の内容説明―質疑
- １０ 議案（第２号）の内容説明―質疑
- １１ 議案（第３号）の内容説明―質疑
- １２ 議案（第４号）の内容説明―質疑
- １３ 議案（第５号）の内容説明―質疑
- １４ 議案（第１号―第５号）に対する討論
- １５ 議案（第１号―第５号）に対する採決
- １６ 議案第６号の上程
 - 議案第６号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

17 組合長提案理由の説明

18 議案（第6号）の内容説明－質疑

19 議案（第6号）に対する採決

20 閉会の宣言

出席議員（8名）

議長	石田勝一君	2番	林 明敏君
3番	都祭広一君	4番	椎名勝英君
7番	秋鹿幹夫君	8番	小倉弘業君
9番	市原成一君	10番	川島光男君

欠席議員（2名）

5番	林 勝也君	6番	秋山忠史君
----	-------	----	-------

事務局職員出席者

副主幹	鈴木隆一	主査補	鈴木和久
副主査	鈴木健太		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	林 美幸君		

消防組合

消防長	土屋 修君	次長	大木利貞君
予防課長	石井 清君	匝瑳消防署長	北田 忠君
横芝光消防署長	坂田英明君	警防課長	行木幸弘君

△開会の宣言（午前１０時００分）

○議長（石田勝一君） 本日ただいまの出席議員数は、「８名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和５年８月臨時会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△議席の指定

○議長（石田勝一君） 日程第１、議席の指定を行います。

会議規則第３条第２項の規定により、ただいま、改選議員が着席されている席を本議席と指定します。

△新規選出議員の紹介

○議長（石田勝一君） 議案審議前に、横芝光町議会選出の１号議員、３名の方が、新たに選出されておりますので、御紹介いたします。

議席番号７番 秋鹿幹夫君。

◆７番議員（秋鹿幹夫君） 秋鹿幹夫でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君） 議席番号８番 小倉弘業君。

◆８番議員（小倉弘業君） 横芝光町議会の小倉でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君） 議席番号９番 市原成一君。

◆９番議員（市原成一君） 議会議員１期目の市原成一です。不慣れでございますので御指導よろしく申し上げます。

△副議長の選挙

○議長（石田勝一君） 日程第2、これより副議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推薦のいずれの方法にいたしますか。

御発言をお願いいたします。

林明敏君。

◆2番議員（林明敏君）選挙の方法であります但し申し合わせにより指名推薦とし、慣例により横芝光町から選出してはいかがでしょうか。お諮り願いたいと思います。

○議長（石田勝一君） ただいま林明敏君から、指名推薦により、横芝光町の1号議員から選出してはいかがかとの声がありました。お諮りいたします。

選挙の方法については、指名推薦により横芝光町の1号議員から選出することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長を横芝光町の1号議員より選出することと決しました。

暫時休憩いたします。

（別室にて副議長を選出する。）

△午前10時02分 休憩

△午前10時05分 再開

○議長（石田勝一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

御発言をお願いいたします。

秋鹿幹夫君。

◆ 7 番議員（秋鹿幹夫君） 小倉弘業君を副議長に推挙することで決定いたしましたので御報告いたします。

○議長（石田勝一君） ただいま、小倉弘業君が指名されました。

副議長の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。小倉弘業君が副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました。小倉弘業君が議場におられますので、会議規則第 31 条第 2 項の規定による告知をいたします。

小倉弘業君が副議長に当選されました。

告知を終わります。

ここで副議長に当選されました小倉弘業君から当選受諾の御挨拶をお願いいたします。

小倉弘業君。

◆ 8 番議員（小倉弘業君） 横芝光町議会の小倉弘業でございます。ただいま、皆様の御推挙をいただき副議長に就任することとなりました。

もとより、微力ではございますが、石田議長の下、議会が円滑に運営されますよう、皆様の御指導、御協力によりまして副議長の任を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君） 副議長当選受諾の挨拶が終わりました。

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第 3、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日、1 日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

た。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第４、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 79 条の規定により議長において、３番議員都祭広一君、９番議員市原成一君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

３番議員 都祭広一君

９番議員 市原成一君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本臨時会に地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席者は、御手元に配布いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△報告（第 1 号）・議案（第 1 号～議案第 5 号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第 5、日程に従いまして、報告第 1 号及び議案第 1 号から議案第 5 号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第 6、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、改めましておはようございます。

本日、匝瑳市横芝光町消防組合議会、令和5年8月臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろより当組合の消防行政に対しまして、格別の御理解と、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、横芝光町議会議員の改選によりまして、横芝光町議会から3名の組合議員の方々が選出されました。

これに伴いまして、ただいま小倉弘業議員が副議長に就任されました。誠にありがとうございます。

議員の皆様方におかれましては、石田議長、小倉副議長を中心といたしまして、引き続き組合運営のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

それでは、報告第1号及び議案第1号から議案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、救急出動中における救急自動車の物損事故等について、地方自治法第292条の規定により準用する同法180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱事務に関し必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

なお、本条例の制定に伴い、匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護条例を廃止するものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定に伴い、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するための審査会の設置に関し必要な事項を定めるに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179

条第1項の規定により令和5年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第6項に規定する5類感染症へ移行されることに伴い、防疫等作業手当の支給に関し所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により令和5年5月8日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ1億4,834万2千円を追加し、令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,463万9千円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る事項等に関し所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△報告第1号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、質疑に入ります。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

事務局の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）について御説明いたします。

報告は、2件ございます。

まず、1件目でございますが、本件は、公有自動車であります救急自動車救急出動した際に発生した物損事故について、損害賠償の額の決定及び和解が成立いたしましたので、報告するものでございます。

事故の概要といたしましては、令和2年8月6日午後12時51分、山武郡横芝光町鳥喰新田へ救急出動し、傷病者を病院へ搬送後の帰所途上、匝瑳市方面へ走行中、旭市二の県道上において、当消防組合所有の救急自動車右側面部と、旭市方面へ走行していました対向車両の右側面部が接触したものでございます。

なお、相手方の運転者は、事故発生後に自己破産の手続きをとり自己破産したことから、相手方が加入しておりました損害保険ジャパン株式会社と当消防組合が保険加入しております一般財団法人全国自治協会千葉県支部が過失割合について協議しておりました。

しかしながら、当該過失割合について、双方の折り合いがつかなかったことから、一般財団法人全国自治協会が原告となり、損害保険ジャパン株式会社を提訴し、その後、裁判所より当該過失割合に関する和解案として、損害保険ジャパン株式会社75%、一般財団法人全国自治協会千葉県支部25%が提示され、令和5年3月24日に当該和解案のとおり和解が成立しております。

なお、当消防組合の過失割合25%分の11万3,138円につきましては、損害保険ジャパン株式会社に支払っており、その全額を保険で賄っております。

次に、2件目でございますが、本件は、匝瑳消防署野栄分署駐車場において発生した、消防組合職員所有の自家用車に対する物損事故について、損害賠償額の決定及び和解が成立いたしましたので、報告するものでございます。

事故の概要といたしましては、令和5年5月6日午後10時頃、匝瑳消防署野栄分署駐車場において、駐車場内に設置しております分電盤の扉の施錠を失念していたことから、強風により分電盤の扉が開放し、分電盤の前に駐車しておりました職員の自家用車を損傷させたものでございます。

過失割合に関しましては、当消防組合が100%であり、修理費用の全額7万7,550円を支払うことで令和5年6月9日示談が成立したものでございます。

なお、修理費用の全額7万7,550円につきましては、全額保険で賄っております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって報告第1号の質疑を打ち切ります。

△議案第1号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、国、地方公共団体並びに民間事業者の個人情報保護制度が改正後のいわゆる個人情報保護法に一元化され、全国的な共通ルールが適用されることとなったことから、匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護条例を廃止し、新たに匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例を制定するものでございます。

この条例では、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、法令に別段の定めがあるもののほか、必要な事項を定めており、この条例では、本条例における実施機関を組合長及び監査委員と定義するとともに、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときの組合長への届け出、開示請求に際しての手数料、本人の委任による代理人からの開示請求等、審査会への諮問等について規定するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですのでこれをもって、議案第1号の質疑を打ち切ります。

△議案第2号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例、並びに匝瑳市横芝光町消防組合議会個人情報保護条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、新たに、匝瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

この条例では、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務、審査会の調査権限、委員による調査手続、委員の秘密保持、秘密保持に違反した際の罰則等について規定するものでございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第２号の質疑を打ち切ります。

△議案第３号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第３号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第３号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について）について、御説明いたします。

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けの変更に伴う人事院規則の一部改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症から住民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事した場合の防疫等作業手当を廃止するため、匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正するものであります。

以上で議案第３号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

都祭広一君。

◆３番議員（都祭広一君） １点質問させていただきます。手当の改正については先ほど御説明があった感染症の形が５類に移行したということでの時限的な条例だったと理解しておりますが、改正前の附則の中で防疫等作業手当ということで防疫することでの文言がございましたけれど、現状、医療現場等において５類移行に落ち着いた中で新型コロナウイルスという範疇が

まだ現場では残っていて患者さんへの感染拡大防止等において、発熱外来とか継続して実施されている状況だと思うんですが、防疫的な措置に係る手当は、廃止されたということも含めて、現状、消防署での患者搬送の時の感染症の対応状況というのは、今までと異なっているのか、今までのことを継続しつつ、防疫手当が廃止されたのかお伺いできればと思います。

○議長（石田勝一君） 北田消防署長。

◎北田消防署長 ただいま、都祭議員から御質問がありましたことについて回答いたします。今までは通常のサージカルマスクだったのをN95 マスクを使っていたんですけど、今は通常の形に戻しております。

覚知内容によってサージカルマスクまたは燻蒸をやるという形で出動しております。

それにしただがってインフルエンザと同等ということで手当は無しと考えております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3番議員（都祭広一君） 法律が改正されたわけですから、それに伴って行政上の変更というのは理解するところではありますが、様々な感染症がございますけど、消防の中では感染症に対して搬送、救急活動、そうしたことも含めて対応というのは、その都度、指示的なものはどうなっているんですかね。保健所等々の関係もあると思うんですけども、ほかの感染症の対策ですね。そうした状況が分かれば現状を教えていただければと思います。

○議長（石田勝一君） 北田消防署長。

◎北田消防署長 都祭議員の御質問に対してお答えいたします。覚知内容でその都度、その時の対応で装備を変えるということをやってます。

○議長（石田勝一君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案第4号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の議案の内容説明を求めます。

大木次長。

◎大木次長 それでは、議案第4号 令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

今回の補正につきましては、令和3年度から5年度の3か年で事業を進めております横芝光消防署庁舎建設事業に係るものでございます。一昨年より続く原材料費及びエネルギーコストの世界的な上昇、さらに円安の影響により資材価格の高騰が続いていることにより横芝光消防署庁舎建設事業においても各建設資材等で当初見込んでいた購入価格を上回る購入が顕著化し、請負代金額が不適當となったことから、請負業者からの請求により物価の変動に基づく請負代金額の変更に係る協議を行うため、横芝光消防署庁舎建設事業に係る令和5年度の事業費を増額するものでございます。

御手元の補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,834万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,463万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

令和5年8月7日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

続いて2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入1款分担金及び負担金1項分担金につきましては、補正前の額11億3,303万4千円、補正額1億4,834万2千円の増額で、補正後は、12億8,137万6千円となります。

歳入合計は、補正前の額12億4,629万7千円、補正額1億4,834万2千円の増額で、補正後は、13億9,463万9千円となります。

次に歳出の3款消防費1項消防費につきましては、補正前の額11億9,421万9千円、補正額1億4,834万2千円の増額で、補正後は、13億4,256万1千円となります。

歳出合計は、補正前の額12億4,629万7千円、補正額1億4,834万2千円の増額で、補正後は、13億9,463万9千円となります。

続いて3ページをご覧ください。

第2表、継続費の補正です。

補正前の令和5年度における年割額2億867万8千円、補正後の令和5年度における年割額は、1億4,834万2千円を増額し、3億5,702万円となります。

これにより、継続費の総額は、補正前の額10億8,735万円、補正後は、1億4,834万2千円を増額し、12億3,569万2千円となります。

8ページをお開きください。

歳入、1款分担金及び負担金、1項1目分担金の補正につきましては、横芝光町より特別分担金として、1億4,834万2千円増額していただくものでございます。

9ページをご覧ください。

次に、歳出、3款1項消防費、2目消防施設費の補正につきましては、令和3年度から事業を進めております横芝光消防署建設工事費として、1億4,834万2千円を増額するものでございます。

横芝光消防署建設工事費の補正前の金額は、2億2,113万2千円、補正後は、3億6,947万4千円となります。

最後に10ページをお開きください。

継続費に関する調書でございますが、まず、令和5年度の年割額の増額に対する財源といたしましては、増額分1億4,834万2千円を全て一般財源といたしたいと考えております。

従いまして、令和5年度につきましては、年割額とその財源内訳となる一般財源において、それぞれ1億4,834万2千円増額となり、年割額3億5,702万円、一般財源2億4,602万円と

なります。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

○議長（石田勝一君） 林明敏君。

◆2番議員（林明敏君） ちょっと教えていただきたいんですが、1番最後のこの別表3、本年度財源内訳で1億1,100万円ですか。地方債の発行があります。この特別分担金ですか。これは、消防の方で発行する起債ですか。それとも横芝光町で発行する起債ですか。それともう1つ、これは要望なんです、横芝光町の横芝光消防署がもう少しで竣工すると思うんですが、負担金は100%横芝光町さんが出していただけるようなことになっていると思うんですが、今回、うちの方で建てる本部と署ですか。それにつきましては、負担割合がこれから決まっていくと思うんですが、用地交渉がこれから始まるようなことでありますと、その負担金割合も精査して両方の市と町で協議して最初に事業スタートする前に、負担金の割合について完全に協議が済むようによろしく願いしたい。この2点よろしくお願いします。

○議長（石田勝一君） 大木次長。

◎大木次長 ただいまの議員からの御質問についてお答えさせていただきます。まず1点目といったしまして特定財源、地方債であります、消防組合の事業となります。

続きまして2点目、負担割合ということですが、横芝の庁舎につきましては、横芝光町さんの方から全て、100%負担していただいております。

消防本部匠瑤消防署建設に伴う負担割合については、現在、消防庁舎検討委員会で協議を進めております。以上です。

○議長（石田勝一君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切りま

す。

△議案第 5 号の内容説明・質疑

○議長（石田勝一君） 議案第 5 号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明を求めます。
石井予防課長。

◎石井予防課長 議案第 5 号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本案は、総務省消防庁の通知に基づくもので、消防法施行規則及び対象火気設備の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する基準を定める省令の一部を改正する省令により、急速充電設備の上限が拡大されました。

これに伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目も改正されたことから、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正するものでございます。

概要といたしまして、現行の充電設備は、全出力 20 キロワット以下の物については規制なし、全出力 200 キロワットまでと上限が定められておりましたが、電動バス、電動トラック等の普及拡大に向けて、全出力 20 キロワットを超える設備とし、大出力の急速充電器も急速充電設備扱いとなりました。また、喫煙所、禁煙及び火気厳禁の図記号は、国際標準化機構・日本産業規格に適用するものを使用するとされました。このため、火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 事務局の議案の内容説明が終わりました。
質疑を許します。
都祭広一君。

◆ 3 番議員（都祭広一君） 条例改正ってことで 1 点質問させていただきます。

今いろいろ商業施設とか様々な所でこうした急速充電設備、EV 化に対応するために設けられているのかなと理解するところではありますけれども、これはガソリンスタンド等と違って EV スタンドっていうんですかね。これっていうのは規制、場所の規制っていうのはあるんでしょうか。

商業施設等々と申し上げましたけれども、消防の方で関係する中ではあるのかどうか、ちょっとお聞きできれば。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 議員の質問にお答えいたします。一般家庭とかで使われるものは、規制はございません。急速充電設備で規制されますものは建物より 3 m 以上離す。

それと、筐体を不燃性の物か金属製の物で囲うと規制されております。

○議長（石田勝一君） 都祭広一君。

◆3 番議員（都祭広一君） その基準を満たしていればどこでも気軽にと言いますか、市内各所に設置できるものなのだと理解させていただきました。

当地域においては、そうした消防の方で把握されているのはどうなのでしょう。急速にそういうものが増えているのか、把握されている数が分かれば教えていただければと思います。

○議長（石田勝一君） 石井予防課長。

◎石井予防課長 ご質問にお答えいたします。匝瑳市で 7 箇所、横芝光町で 6 箇所。当管内で 13 箇所となっております。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第 5 号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終結いたします。

△議案審議・討論

○議長（石田勝一君） 日程第8、これより、討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。

よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案審議・採決

○議長（石田勝一君） 日程第9、これより、議案の採決をいたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合個人情報保護法施行条例の制定について）

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消防組合個人情報保護審査会条例の制定について）

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（匠瑳市横芝光町消

防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について)

本案について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 令和五年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

△議案第6号の上程

○議長（石田勝一君） 日程第10、議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてを上程し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により市原成一君の退場を求めます。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第 11、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

組合長 宮内康幸君。

◎組合長（宮内康幸） それでは、議案第 6 号について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第 6 号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

本案は、議員選任の匝瑳市横芝光町消防組合監査委員であります秋鹿幹夫氏が令和 5 年 4 月 30 日をもって任期満了となりましたので、新たに市原成一氏を匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に選任いたしたく、地方自治法第 292 条の規定により準用する同法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため提案いたした次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△議案審議・質疑

○議長（石田勝一君） 日程第 12、これより、質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第 6 号の質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終結いたします。

△議案審議・採決

○議長（石田勝一君） 日程第 13、お諮りいたします。

議案第 6 号については、人事案件につき討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより採決に入ります。

議案第 6 号 匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任について

本案について、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第 6 号は、同意することに決しました。

市原成一君の入場を許します。

○議長（石田勝一君） ただいま、市原成一君が匝瑳市横芝光町消防組合監査委員に同意されたことをお伝えいたします。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本臨時会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和 5 年 8 月臨時会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある、御協力をいただきましたことに対し、深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和 5 年 8 月臨時会を閉会いたします。

△午前 1 0 時 5 5 分 閉会